



再資源化事業等高度化法に基づき、再生材の質と量を確保し、経済成長、地方創生、経済安全保障につなげます。

1. 事業目的

資源循環を進めていくため、再資源化事業等高度化法に基づき、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるようにするとともに、資源循環産業の発展を目指す。

2. 事業内容

■ 高度再資源化事業計画等における認定審査等業務

- ① 高度再資源化事業計画等に係る認定審査業務
再資源化事業等高度化法に基づく認定の審査について、技術的・専門的な見地における評価の審査補助を実施する。
- ② 廃棄物処分業者等における施行状況調査
再資源化事業等高度化法では、廃棄物処分業者が目指すべき再資源化の高度化に向けた判断の基準を定めており、全国の廃棄物処分業者に対して、当該規定の取組状況等を把握する施行状況調査を行う。

■ 再資源化情報報告・公表システム維持管理等業務

- ① 再資源化情報報告・公表システムの維持管理等業務
再資源化事業等高度化法に基づく報告・公表のためのシステムの維持管理を実施するほか、再資源化に係る情報共有化について、国内外ルールの動向調査等を継続して実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保**等の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

